

第 1 2 5 号議案

四日市都市計画駐車場の変更

(第 7 号中央通り地下駐車場の変更)

【四日市市決定】

令和 5 年 1 1 月 9 日

四日市市都市計画審議会

四日市都市計画駐車場
第7号 中央通り地下駐車場の変更
【四日市市決定】

四 日 市 市

四日市都市計画駐車場の変更 [四日市市決定]

都市計画駐車場中第7号中央通り地下駐車場を次のように変更する。

名称		位置	面積	構造	備考
番号	駐車場名				
7	中央通り地下駐車場	浜田町他	約 8,100 m ²	地下 2 階	駐車台数 約 300 台 出入口 各 1 箇所(3・1・1 四日市中央線に設置) 車室等は 3・1・1 四日市中央線地下に設置

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり

【理由書】

本市では、四日市市総合計画において、中心市街地の都市機能高次化プロジェクトである「WE DO 四日市中央通り」を重点的に取り組む施策として位置付け、JR 四日市駅及び近鉄四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積により「居心地がよく歩きたくなる魅力的なまちなかを形成する」ことを掲げている。

また、四日市市都市計画マスタープラン全体構想では、中心市街地において「市街地の再整備などによる商業・業務機能の強化や大規模集客施設の集積を図るとともに、都心居住の促進や文化施設・福祉・医療施設などの公共公益施設の立地促進を図り、多様な魅力ある商業・業務地の形成を目指す」、「併せて鉄道やバスなどの交通結節機能の強化や歩行空間や自転車走行空間の整備を進め、にぎわいや回遊性の向上を図る」ことなどを土地利用方針として位置付けている。

さらに、四日市市立地適正化計画においても、リニア時代のスーパーメガリージョン形成による交流人口の拡大効果を最大限享受できるよう、駅前広場・歩行空間等の整備や高次都市機能誘導などにより、居心地がよく歩きたくなるようなまちなかを形成するなど、都心部における賑わいの創出や魅力の向上を図ることを基本的な方針として位置付けており、都市の活力の中心で、高次都市機能が集積し、広域交通ネットワークの中心でもある中心拠点を都市機能誘導区域に設定し、市内外から多くの人々が訪れ、働き、学び、楽しみ、交流するような都市機能の誘導を図ることとしている。

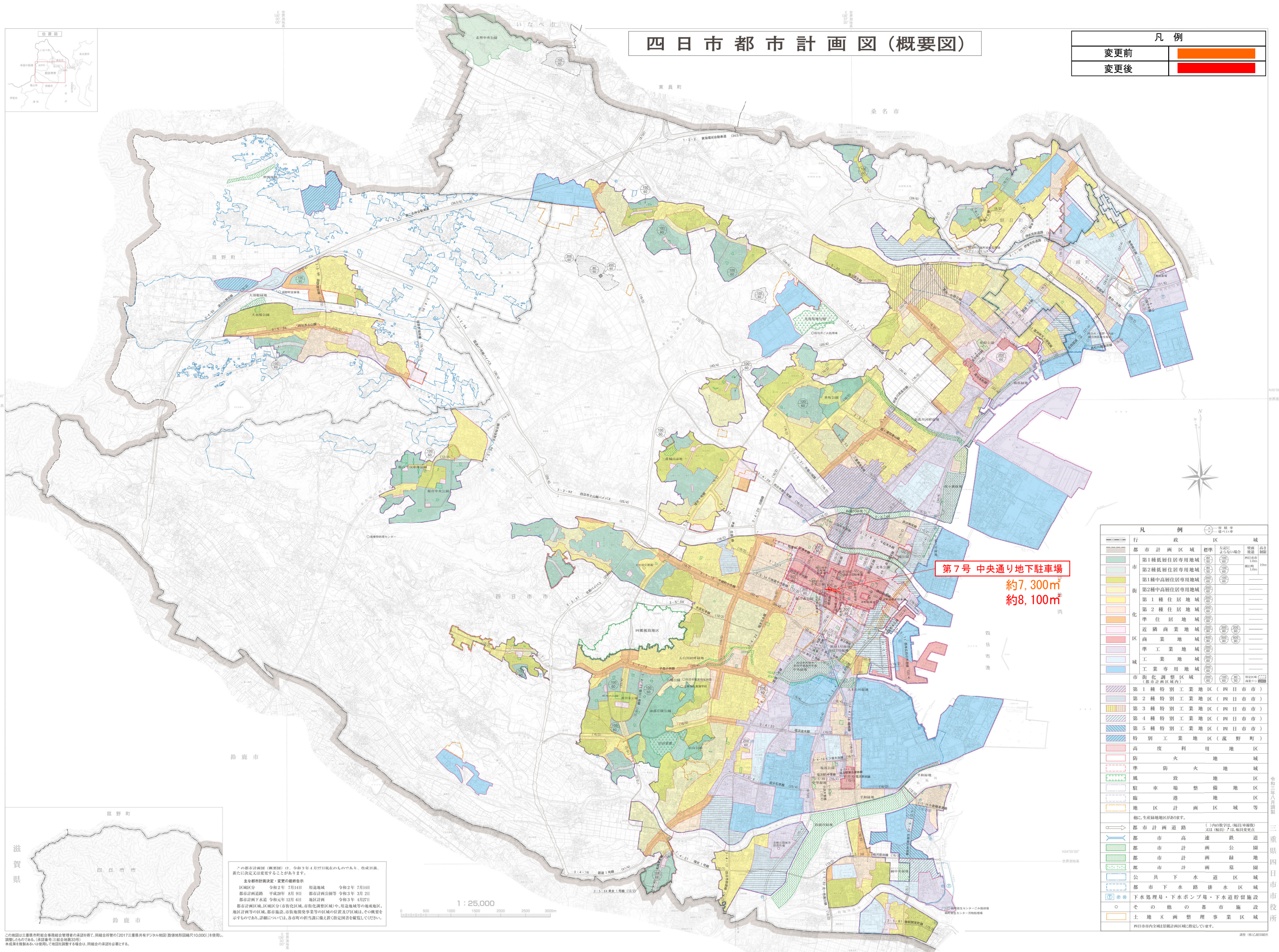
こうした方針に基づき、現在、中心市街地の再編を計画しており、令和5年5月に『「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画』をとりまとめ、中央通りにおける人中心のゆとりある歩行者空間の創出、歩行者との安全な分離を図るための連続的な自転車道の整備、クスノキ並木の緑の良好な景観などを活かした「歩いて楽しい」高質で魅力ある空間づくりなどの取り組みを位置付けた。

また、近鉄四日市駅周辺やJR 四日市駅周辺において、交通結節点として効率的で快適な交通機能の配置にあわせて、将来交通を見込んだ駅前広場の整備やバスターミナルの整備など一大交通拠点づくりを進めることとしている。

都市計画駐車場第7号中央通り地下駐車場は、市街地の駐車場の不足や路上駐車の蔓延による都市機能の低下、交通混雑及び交通安全の低下等に対処するため、平成6年に計画決定された中央通りの地下に位置する駐車場であり、今回、中央通りの再編に伴う都市計画道路3・1・1号四日市中央線の車線数や断面構成の変更に併せ、都市計画駐車場の出口の変更を行うものである。

四日市都市計画図(概要図)

凡例	
変更前	
変更後	



凡例		行政区		市		街		区		城	
	都市計画区域		標準		左記よりない場合		電線				高度
	第1種低層住居専用地域		(R1)		(R1)		10m				制限
	第2種低層住居専用地域		(R2)		(R2)		10m				制限
	第1種中高層住居専用地域		(R1H)		(R1H)		10m				制限
	第2種中高層住居専用地域		(R2H)		(R2H)		10m				制限
	第1種住居地域		(R1)		(R1)		10m				制限
	第2種住居地域		(R2)		(R2)		10m				制限
	準住居地域		(R)		(R)		10m				制限
	近隣商業地域		(C1)		(C1)		10m				制限
	商業地域		(C2)		(C2)		10m				制限
	準工業地域		(I1)		(I1)		10m				制限
	工業地域		(I2)		(I2)		10m				制限
	工業専用地域		(I3)		(I3)		10m				制限
	市街化調整区域		(A)		(A)		10m				制限
	第1種特別工業地区(四日市市)		(S1)		(S1)		10m				制限
	第2種特別工業地区(四日市市)		(S2)		(S2)		10m				制限
	第3種特別工業地区(四日市市)		(S3)		(S3)		10m				制限
	第4種特別工業地区(四日市市)		(S4)		(S4)		10m				制限
	第5種特別工業地区(四日市市)		(S5)		(S5)		10m				制限
	特別工業地区(菟野町)		(S)		(S)		10m				制限
	高度利用地区		(H)		(H)		10m				制限
	防火地域		(F)		(F)		10m				制限
	準防火地域		(F)		(F)		10m				制限
	風防緑地地区		(G)		(G)		10m				制限
	駐車場整備地区		(P)		(P)		10m				制限
	臨港地区		(L)		(L)		10m				制限
	地区計画区域等		(D)		(D)		10m				制限
	他に、生業緑地地区があります。		(S)		(S)		10m				制限
	都市計画道路		(R)		(R)		10m				制限
	都市高速鉄道		(H)		(H)		10m				制限
	都市計画公園		(G)		(G)		10m				制限
	都市計画緑地		(G)		(G)		10m				制限
	都市計画墓園		(G)		(G)		10m				制限
	公共下水道区域		(W)		(W)		10m				制限
	都市下水道区域		(W)		(W)		10m				制限
	下水処理場・下水ポンプ場・下水道貯留施設		(W)		(W)		10m				制限
	その他の都市施設		(S)		(S)		10m				制限
	土地区画整理事業区域		(L)		(L)		10m				制限
	四日市内全域が都市計画区域に指定されています。		(S)		(S)		10m				制限

この都市計画図(概要図)は、令和3年4月27日現在のものです。作成以降、新たに決定又は変更することはありません。

主な都市計画決定・変更の経緯

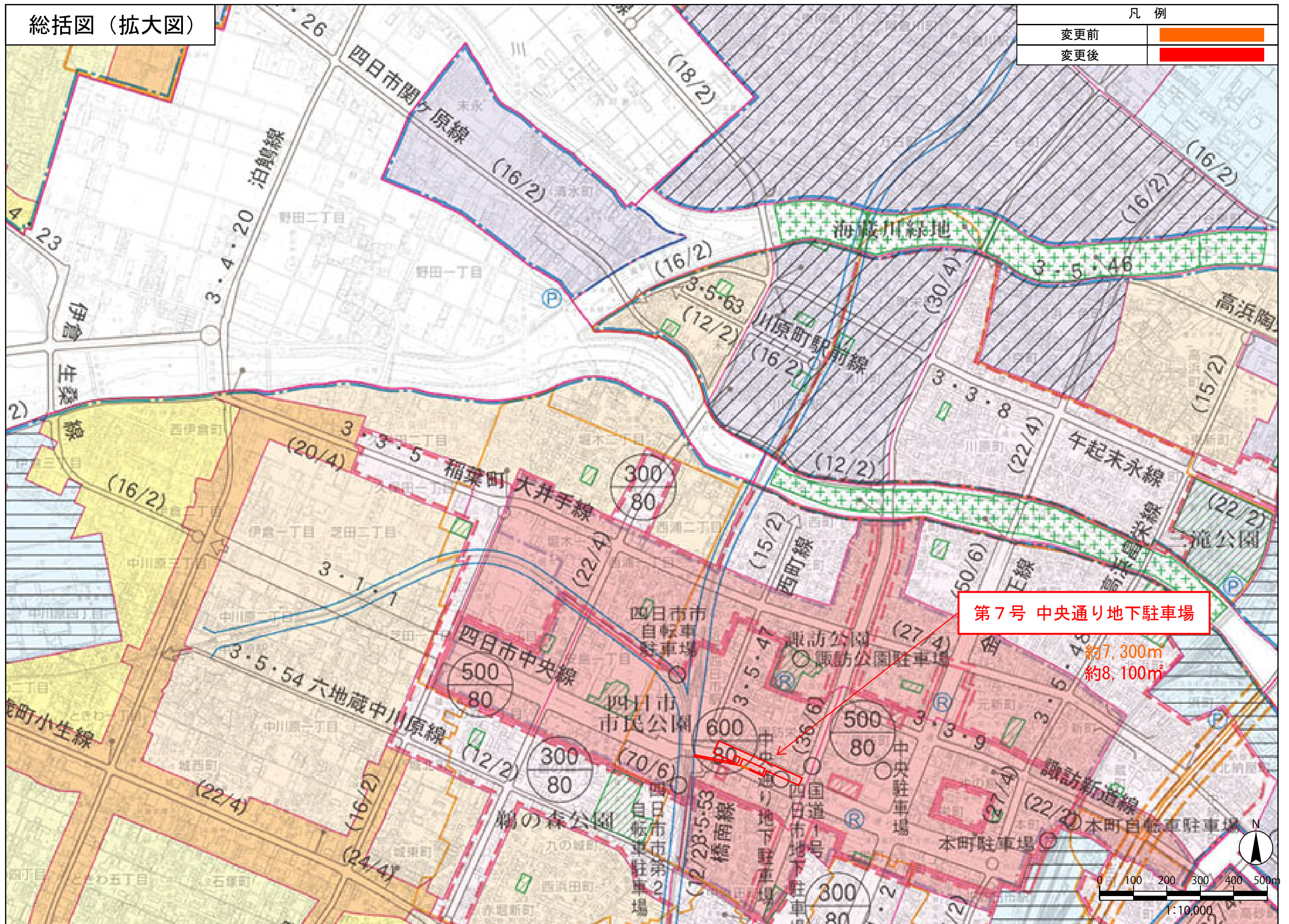
区域区分	令和2年7月14日	用途地域	令和2年7月14日
都市計画道路	令和2年8月9日	都市計画公園等	令和3年3月2日
都市計画下水道	令和2年12月6日	地区計画	令和3年4月27日

都市計画区域、区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や、用途地域等の地域区分、地区計画等の区域、都市施設、市街化調整区域等の区域の指定及び区域区分、その変更を示すものであり、詳細については、各官庁の担当課に備え付けられた図書を参照してください。

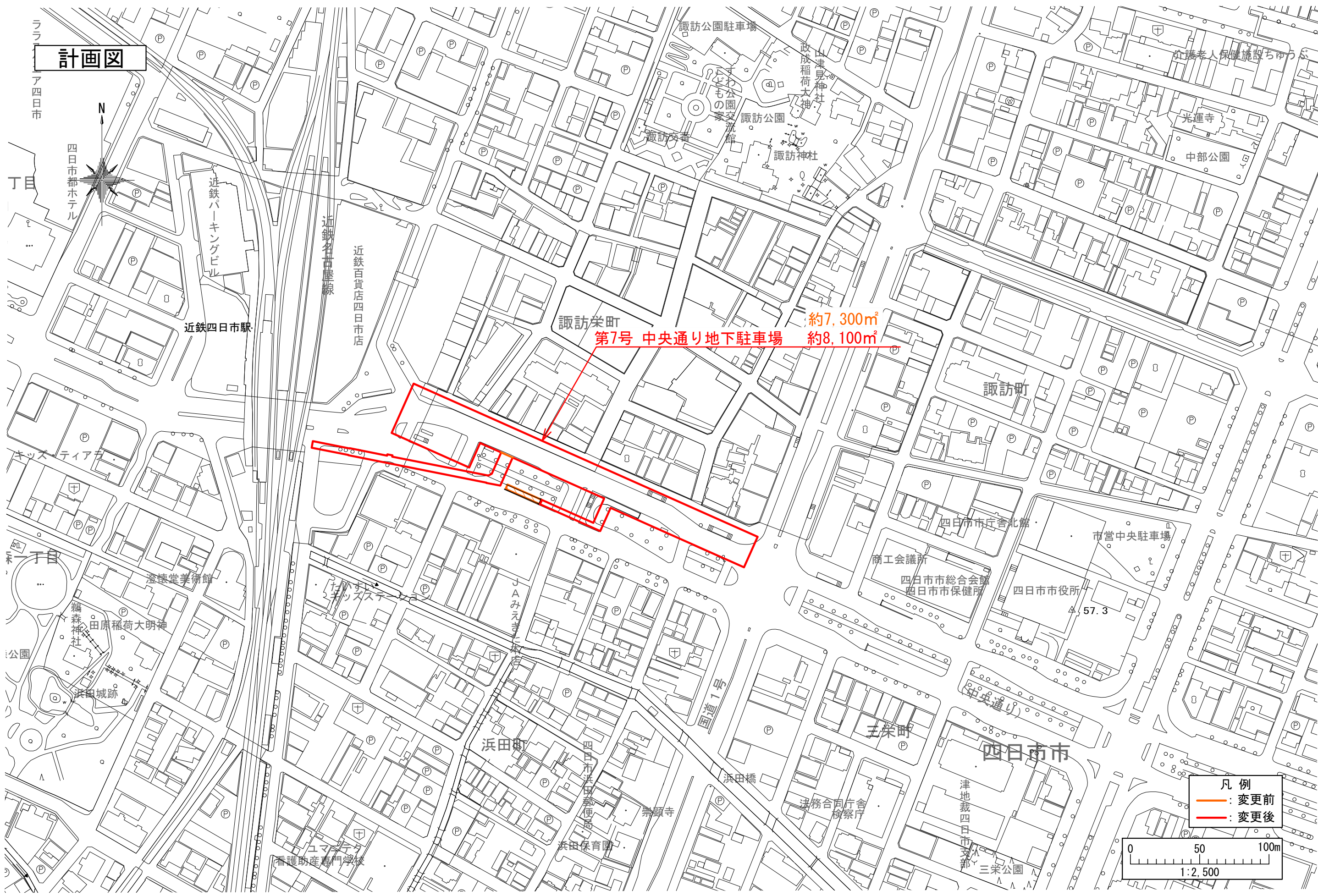


総括図（拡大図）

凡例	
変更前	
変更後	



計画図



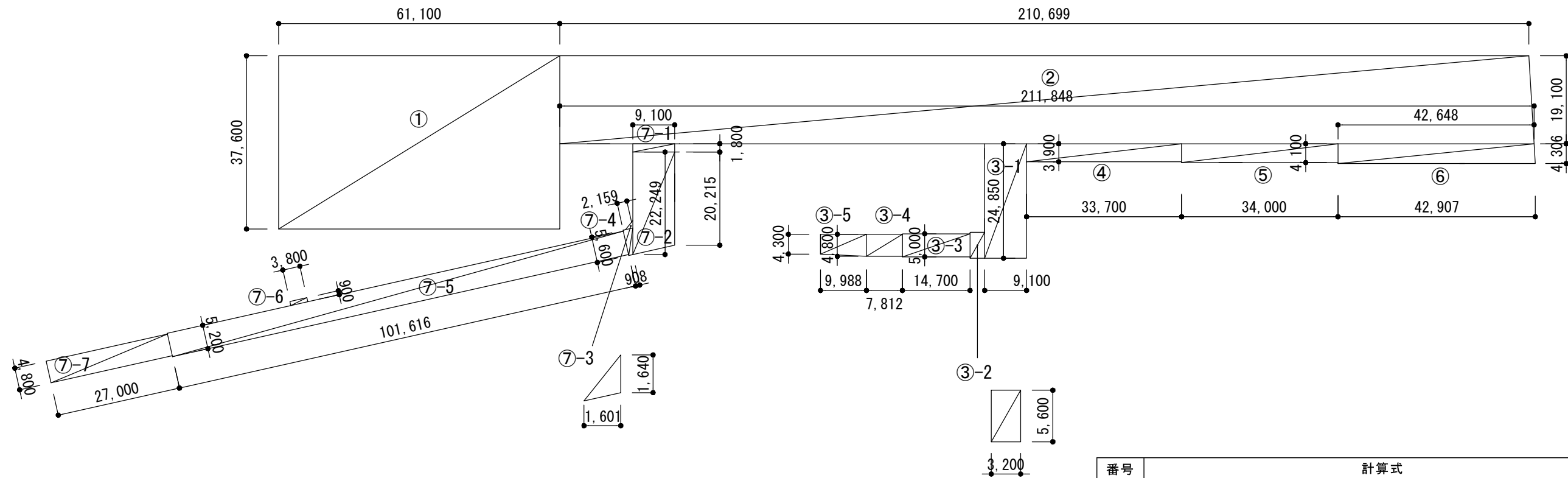
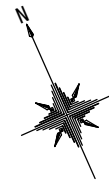
参 考 图 书

【新旧対照表（四日市都市計画駐車場の変更）】

旧：ゴシック斜体

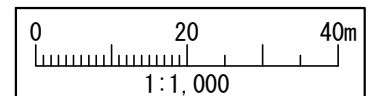
名称		位置	面積	構造	備考
番号	路線名				
7	中央通り地下駐車場	浜田町他	約 7,300 m ² 約 8,100 m ²	地下2階	駐車台数 約 300 台 出入口 各 1 箇所(3・1・1 四日市中央線に設置) 車室等は 3・1・1 四日市中央線地下に設置

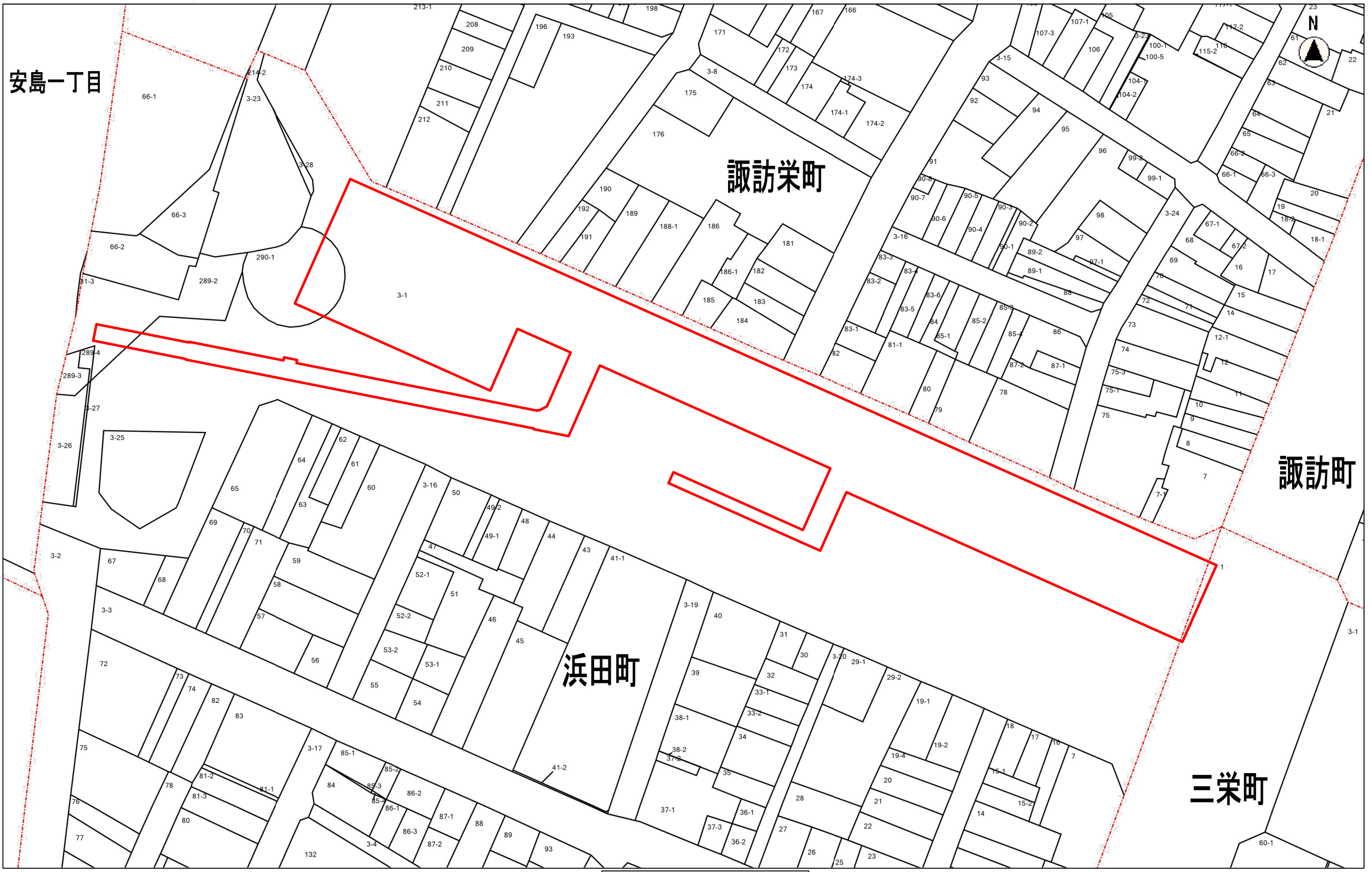
参考図 (求積図)



約 8,100 m²

番号	計算式	面積
①	61.100 × 37.600	2,297.360
②	(210.699 + 211.848) × 19.100 × 0.500	4,035.324
③-1	9.100 × 24.850	226.135
③-2	3.200 × 5.600	17.920
③-3	14.700 × 5.000	73.500
③-4	7.812 × 4.800	37.498
③-5	(4.800 + 4.300) × 9.988 × 0.500	45.445
④	33.700 × 3.900	131.430
⑤	34.000 × 4.100	139.400
⑥	(42.648 + 42.907) × 4.306 × 0.500	184.200
	小計	7,188.212
⑦-1	9.100 × 1.800	16.380
⑦-2	(20.215 + 22.249) × 9.100 × 0.500	193.211
⑦-3	1.640 × 1.601 × 0.500	1.313
⑦-4	(0.908 + 2.159) × 5.600 × 0.500	8.588
⑦-5	101.616 × 5.200	528.403
⑦-6	3.800 × 0.900	3.420
⑦-7	27.000 × 4.800	129.600
	小計	880.915
	合計	8,069.127

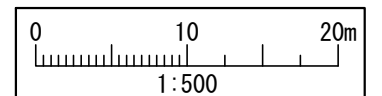
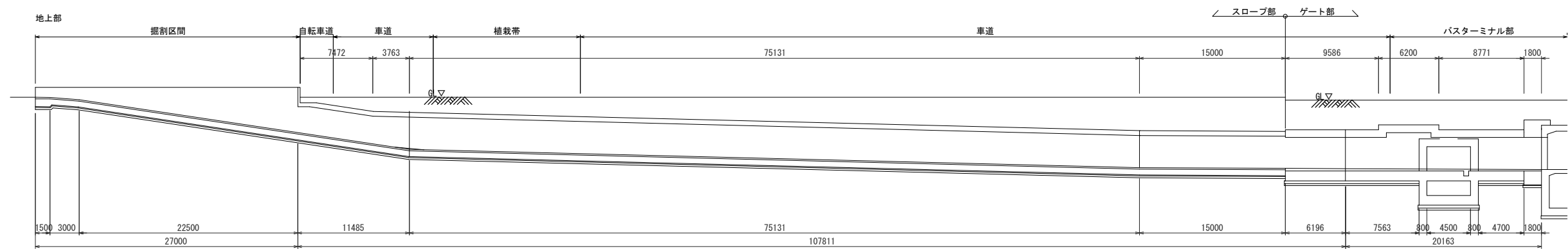
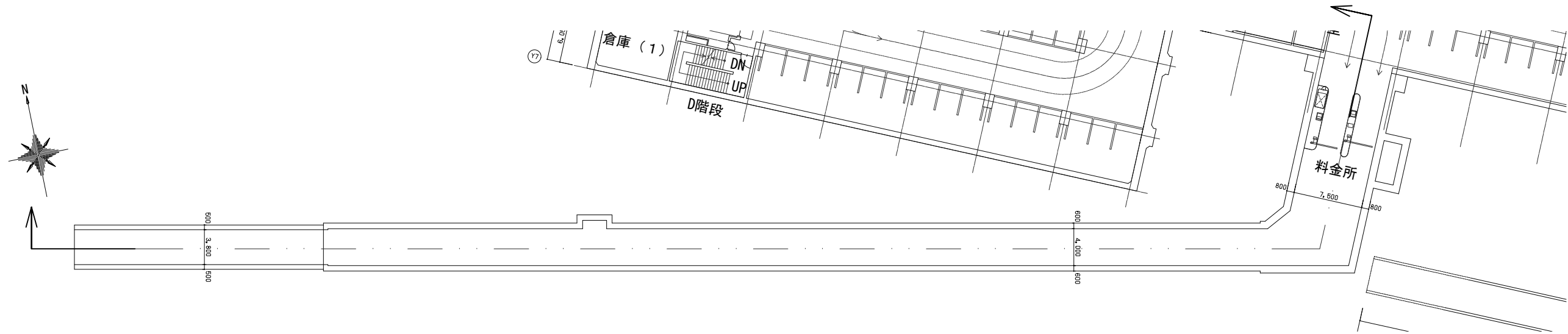
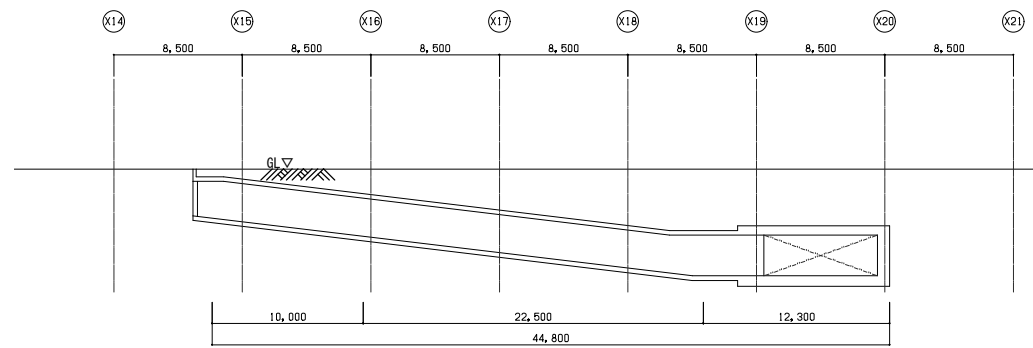
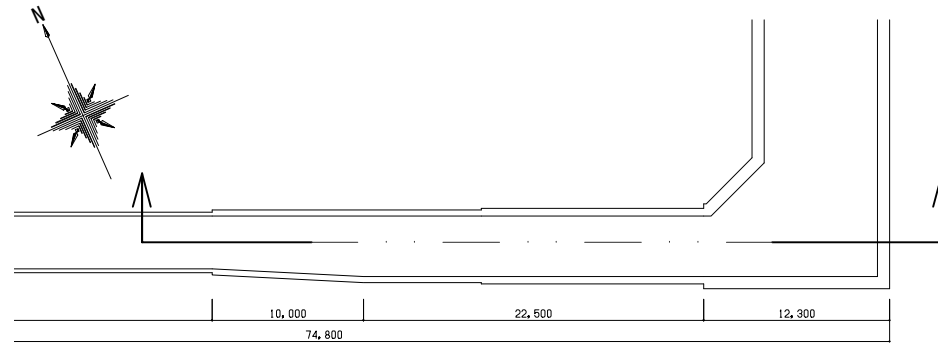




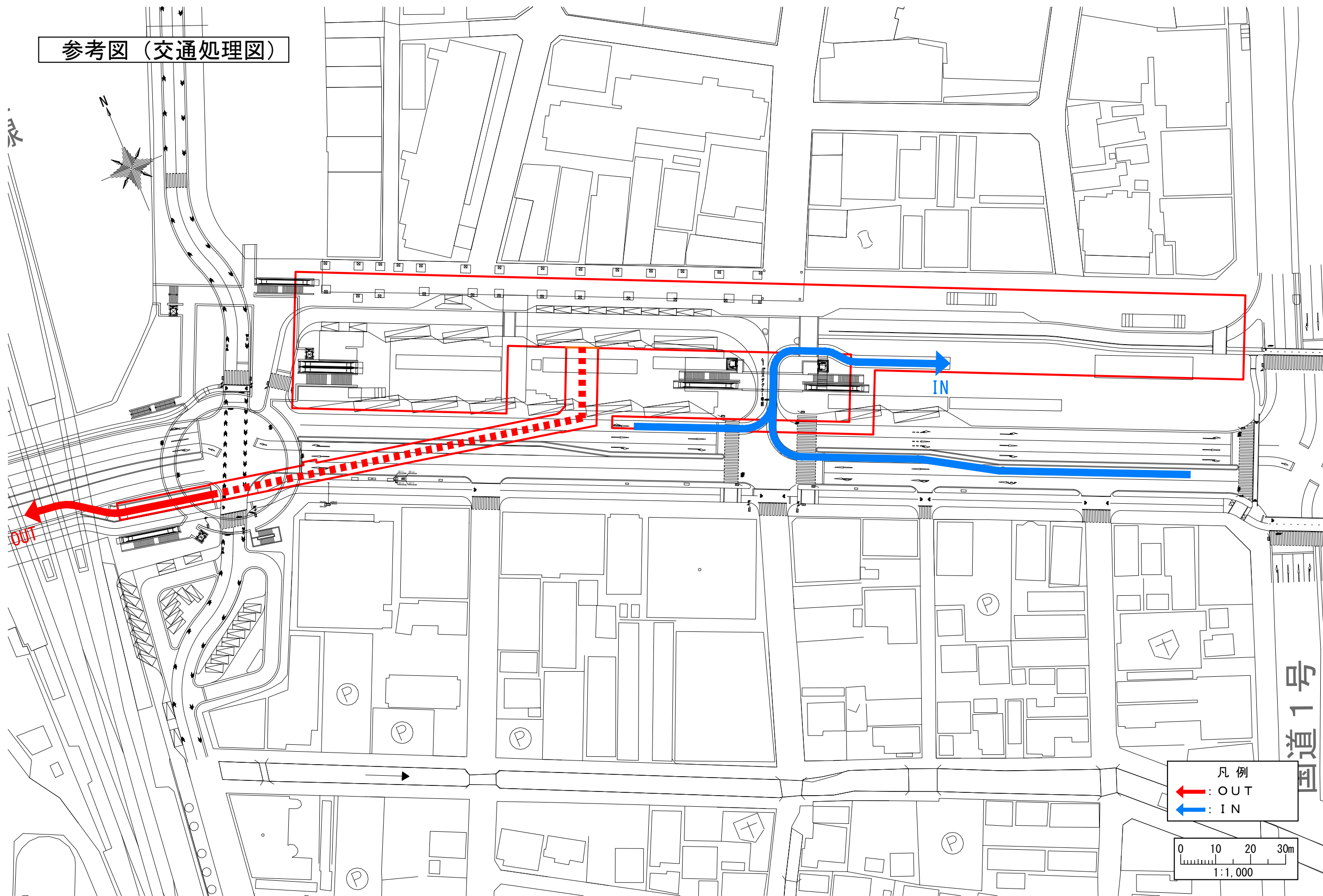
※ この地籍集成図は参考図であり、法令に基づく図面ではありません。
 また、実測して作成したものではありません。



参考図 (計画断面図)



参考图 (交通处理图)



1. 四日市都市計画駐車場の変更（第7号中央通り地下駐車場の変更）原案の縦覧
結果及び公聴会（説明会）について

○公聴会（説明会）について

公述申出書提出期間 (縦覧期間)	令和5年8月25日(金)～令和5年9月8日(金)
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課、 四日市市 市民生活部 中部地区市民センター
縦覧者の数	1名
公述申出書の提出	0通(なし) ⇒説明会の開催
説明会の開催日	令和5年9月14日(木)
説明会の出席者	0名

2. 四日市都市計画駐車場の変更（第7号中央通り地下駐車場の変更）案の縦覧
結果について

○縦覧結果について

縦覧期間	令和5年10月16日(月)～令和5年10月30日(月)
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課、 四日市市 市民生活部 中部地区市民センター
縦覧者の数	0名
意見書の数	0通(なし)